

2018年2月26日

株式会社トヨタレンタリース東京所有車両の登録に関するご案内

弊社は2018年4月のトヨタフリートリース株式会社との統合および本店登記移転に際して、国土交通省と協議の結果、登録自動車の車検証「所有者名称」「所有者住所」を登録識別情報制度を利用して変更することとし取り進めて参りました。

このたび同制度を利用し所有者名称・住所の変更を電子申請により下記の日程で実施することとなりました。対象車両につきましては、所有者名称・住所の変更実施日に各運輸支局の窓口で一部の業務が中止されます。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

1. 所有者名称・住所の変更実施日

2018年4月11日（水）～2018年4月16日（月）

2. 変更対象車両

車検証の備考欄に下記の所有者名義・住所の記載がある車両

株式会社トヨタレンタリース東京 東京都千代田区九段南2丁目3-18

3. 変更実施日に中止される窓口業務

変更登録、移転登録、一時抹消登録、永久抹消登録、輸出抹消登録、自動車検査証記入、番号変更

※新規検査登録、継続検査、臨時検査、検査証再交付等は通常通り実施可能です。

4. 実施日以降の注意事項

車検証備考欄の所有者名称・住所は旧名称・住所（株式会社トヨタレンタリース東京・東京都千代田区）のままですが、国土交通省のデータファイルは新名称・住所（トヨタモビリティサービス株式会社・東京都中央区）に変更済みです。

そのため、対象車両の車検証の所有者情報の変更登録申請の必要はありません。

なお、車両に備え付けの車検証はそのままご利用可能です。

5. お問い合わせ

株式会社トヨタレンタリース東京

電話番号 03-3263-8010

受付時間 8:45～17:45

以上